

中期目標（案）に対する取組

中期目標（案）	中期目標に対する取組（案）
第1 中期目標の期間	
中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする。	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
市民が求める安全で安心な医療はもとより、救急医療、高度専門医療等を提供するとともに、医療の質の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与すること。	
1 市立病院として担うべき医療	1 市立病院として担うべき医療
<p>(1) 救急医療</p> <p>ア 救急医療は、市民がいざというときに備え、地域のセーフティネットワークを確保する観点から市立病院として担うべき医療の根本をなすものであることから、市内の救急告示病院、消防局との連携のもと、救急医療体制の充実を図ること。</p> <p>イ 地域医療機関との連携及び役割分担のもと、365日24時間救急医療体制の維持、充実を図り、「断わらない救急」に努めること。</p>	<p>(1) 救急医療</p> <p>ア○内科系疾患について二次救急を中心とした積極的な救急患者の受入 ○新病院における急性疾患、外科系救急への対応に向けた専門医の確保</p> <p>イ○現在の救急医療体制維持のための院内病床の効率的な管理、他医療機関での受け入れ可能な後送病床の確保 ○消防局との連携強化、改正消防法に基づく「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の構築、運用への積極的参画 ○堺市域のメディカルコントロール（救急隊員に対する医師の指導・教育・指示・助言）体制への積極的協力</p>
<p>(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療</p> <p>ア 小児医療の更なる充実を図るとともに、安心して子どもを産み、育てられるよう周産期医療体制の充実を図ること。</p> <p>イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う急病診療センターや二次救急医療を担う他の病院群輪番病院との適切な役割分担のもと、二次救急医療を中心に担い、365日24時間救急医療体制を確保すること。</p>	<p>(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療</p> <p>ア 小児医療</p> <p>○小児医療について、急性疾患を中心に幅広く対応 ○増加傾向にある循環器系疾患、感染症、腎疾患、血液・腫瘍疾患などの高度・専門医療への取組</p> <p>周産期医療</p> <p>○産婦人科診療相互援助システム（OGCS）へ引き続き参加 ○総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターとの連携及び役割分担の推進</p>

	<p>イ 小児救急医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○二次救急や感染症を伴う救急患者を中心とした積極的受入 ○初期救急医療を担う急病診療センターからの後送患者の積極的受入 ○二次救急医療を担う病院群輪番病院との連携
<p>(3) 感染症医療</p> <p>ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすこと。</p> <p>イ 新型インフルエンザ等の新興感染症等について、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。</p>	<p>(3) 感染症医療</p> <p>ア○第一種及び第二種感染症指定医療機関として感染症を担う体制の維持</p> <p>イ○新型インフルエンザなど新興感染症等に対する堺市二次医療圏における中核的役割</p>
<p>(4) 災害その他緊急時の医療</p> <p>ア 災害拠点病院として、堺市地域防災計画等に基づき、市長からの求めに応じ必要な対応を迅速に行うとともに、自らの判断で医療救護活動を実施すること。</p> <p>イ 大規模な災害や事故の発生に備え、日頃から人的及び物的資源を整備し訓練すること。</p>	<p>(4) 災害その他緊急時の医療</p> <p>ア○災害拠点病院としての災害時に備えた諸設備の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市からの要請などによる医療救護活動の実施 <p>イ○災害研修の実施や医薬品・医療器材の備蓄</p>
<p>2 高度専門医療の提供</p>	<p>2 高度専門医療の提供</p>
<p>(1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <p>ア がんへの対応</p> <p>これまでも重点的に取り組んできたがん診療について、引き続き診療機能の充実に努め、大阪府がん診療拠点病院として地域の医療機関等との連携を強化することにより、本市におけるがん診療の質の向上に貢献するとともに、がん予防に積極的に取り組むこと。</p> <p>イ 脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <p>がんと同じく脳血管疾患、心疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加しており、市民の健康を守る上での重要課題であることから、脳卒中治療、急性心筋梗塞治療、糖尿病治療にも取り組み、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度専門医療の提供体制を整備すること。</p>	<p>(1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <p>ア がんへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「がんセンター」機能のさらなる充実 ○外来化学療法、放射線治療など患者の体への負担が少ない治療法のさらなる推進 ○がん診療地域連携クリニカルパスのさらなる適用拡大及び連携登録医数の拡充 ○「地域がん診療連携拠点病院」取得を視野に入れたさらなる診療機能の向上 ○地域医療機関からの紹介検査の受入拡大 ○がん診療についての市民公開講座等の開催など、市民への啓発事業の実施 ○臨床試験や治験への積極的な取組による新しい治療法の開発への寄与 <p>イ 脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関との連携・役割分担のうえでの高度専門医療の提供体制の整備
<p>(2) 高度で専門性の高い医療の提供</p>	<p>(2) 高度で専門性の高い医療の提供</p>

<p>必要に応じて診療科の再編や医療センター機能を充実するなど、診療体制の強化、充実を図り、高度専門医療を担う中核病院として、医療の更なる高度専門化に対応し、より病態にあった質の高い医療を提供すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○臓器別診療科や病態別医療センターの整備 ○専門外来の新設、必要に応じた診療科の再編 ○内視鏡下手術の拡大など患者さんの体への負担が少ない治療法の拡充 ○セカンドオピニオン外来のさらなる拡充 ○膠原病、神経難病等に対する治療においては可能な限り診療体制を維持し、南大阪地域における中核的役割を担う ○呼吸器疾患に対する診療機能の維持に努め、最終的な受け入れ病院として重要な役割を担う ○エイズ治療中核拠点病院としてのH I V対策チームを中心とした診療機能の維持・拡充
<p>(3) 総合的な診療とチーム医療の推進 患者の視点に立った最良の医療を提供するために、診療科の枠を超えた総合的な診療を行うとともに、適切な役割分担と良好なコミュニケーションのもと職種を超えた協力体制によるチーム医療を推進し、提供する医療内容の高度化と質の向上を図ること。</p>	<p>(3) 総合的な診療とチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な診療による、より広範囲な疾患に対応できる医療の効果的提供 ○より高い専門性を必要とする疾患領域への取組の推進 ○医療の進歩に応じた新たなチームの新設
<p>(4) 専門性及び医療技術の向上 医学の進歩による医療の高度化及び複雑化に対応して、常に高度かつ標準的な医療を提供できるよう、高度医療機器の更新や医療専門職の研修等を充実し、専門性及び医療技術の向上を図ること。</p>	<p>(4) 専門性及び医療技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より計画的かつ効率的な医療機器の更新 ○新たな医療技術や最新の医療情報の習得ができる職場環境の整備 ○より先駆的な医療を学べるような研修制度の構築（海外を含む）
<p>(5) 臨床研究及び治験の推進 新しい治療法を開発するため、臨床研究及び新薬の治験に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(5) 臨床研究及び治験の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○治験管理室を窓口とした臨床試験・治験への取組拡大
<p>3 優れた医療スタッフの確保</p>	<p>3 優れた医療スタッフの確保</p>
<p>(1) 優れた医療スタッフの確保 ア 市立病院としての役割を果たし、安全で安心できる質の高い医療を安定的に提供できるよう、医師や看護師をはじめとする優れた医療スタッフの確保に努めること。 イ 教育病院として教育研修機能の充実を図り、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。 ウ 関係教育機関等と連携を強化し、優れた看護師及び医療技術者</p>	<p>(1) 優れた医療スタッフの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ア○専門資格や技術を有する医師等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○実績や能力に応じた処遇が可能となるような人事給与制度の構築 ○ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備 イ○初期研修医や後期研修医向け研修プログラムのさらなる充実 ウ○看護師、医療技術者養成学校等との連携強化

<p>の確保に努めること。</p>	
<p>(2) 教育研修の充実</p> <p>ア 医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、教育研修を充実するとともに、専門資格の取得等の自己研鑽や研究を支援するなど、教育研修制度を充実すること。</p> <p>イ 知識技術のみならず、患者への対応も含めた人材の成長を促す研修に努めること。特に研修医の研修においては、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成に努めること。</p>	<p>(2) 教育研修の充実</p> <p>ア○医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るための専門・認定資格の取得等を支援する教育研修制度の充実</p> <p>○取得した専門・認定資格を有効に活用するため、専門性等を十分に発揮できる職場への配属への配慮</p> <p>イ○幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成（特に研修医向け）</p> <p>○患者さんへの対応も含めた人材の成長を促す研修への参加を法人として奨励</p>
<p>4 安全・安心で信頼される医療の提供</p>	<p>4 安全・安心で信頼される医療の提供</p>
<p>(1) 医療安全対策等の徹底</p> <p>ア 安全で安心できる質の高い医療を提供するため、医療の安全を確保する体制を充実し、医療事故につながるおそれのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底すること。</p> <p>イ 市民に信頼される安全な医療を提供するため、院内感染防止対策について、体制を明確にし、確実に実践すること。</p>	<p>(1) 医療安全対策等の徹底</p> <p>ア○「医療安全管理委員会」などを通じた医療安全対策の周知徹底</p> <p>○「インシデント」「アクシデント」に関する情報収集と分析による医療事故の予防及び再発防止への取組</p> <p>イ○「感染制御チーム」を中心としたさらなる院内感染防止対策の強化</p> <p>○院内感染予防に関する研修会及び院内ニュース発行による防止対策の周知・徹底</p>
<p>(2) 患者の視点に立った医療の実践</p> <p>ア 医療の中心は患者であることを常に認識し、すべての患者の権利と人格を尊重し、心の通う医療を提供すること。</p> <p>イ 患者自身が医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、情報開示や十分な説明を行い、同意を得るインフォームド・コンセントを徹底すること。</p> <p>ウ 医療従事者による説明及び相談体制の充実、セカンドオピニオン（病状や治療法について、担当医以外の医師の意見を聞き、参考にすること）の充実等に取り組むこと。</p>	<p>(2) 患者の視点に立った医療の実践</p> <p>ア○堺病院の理念、堺病院憲章の遵守による患者さん中心の医療サービスの提供</p> <p>○診療科各部門における患者ニーズに対応した取組の推進</p> <p>イ○患者さん向けインフォームド・コンセント用説明シートのさらなる内容の充実</p> <p>○医師・看護師等と患者さんの治療計画・治療経過に関する情報の共有</p> <p>ウ○より分かりやすいインフォームド・コンセント用ツールの導入</p> <p>○医療相談、看護相談、がん相談などのさらなる拡充、セカンドオピニオンの推進</p>
<p>(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上</p> <p>ア 常に客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択するとともに、クリニカルパス（入院患者に対する治療計画を示した日程表）の充実と活用による医療の標準化に取り組むこと。</p>	<p>(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上</p> <p>ア○「治療ガイドライン」やエビデンスに基づく診療の推進</p> <p>○クリニカルパス委員会を中心としたクリニカルパスの推進</p> <p>イ○「臨床評価指標」（クリニカルインディケーター）の充実、地域医療機関との比較</p>

<p>イ 臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の整備などによる医療の質に関する客観的評価を通じた医療の質の向上に取り組むこと。</p> <p>ウ DPC（診断群分類別包括評価）による診療情報データを活用し、医療の質の改善と標準化に取り組むこと。</p>	<p>分析による医療の質に関する客観的な把握、それによる本院の診療機能の特化、地域医療機関との効果的な連携</p> <p>ウODPC（診断群分類別包括評価）による診療情報データ活用による医療の質の向上と標準化</p> <p>○効率的な医療供給及び平均在院日数短縮等の観点も踏まえたクリニカルパスの充実</p>
<p>（４）法令・行動規範の遵守</p> <p>ア 市立の医療機関として公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と医療倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。</p> <p>イ すべての職員に個人情報保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底すること。特に、カルテ（診療録）等の個人情報の保護及び情報公開に関しては、本市条例のもと、適切に対応すること。</p>	<p>（４）法令・行動規範の遵守</p> <p>ア○本院の理念、市立堺病院憲章、患者さんの権利に関する宣言、市立堺病院臨床倫理指針、市立堺病院職業倫理指針などの遵守</p> <p>○各種規程の整備・公表、法人及び全ての職員による法令、社会規範等の遵守</p> <p>イ○患者の個人情報保護に関するマニュアルの整備、個別研修の開催</p> <p>ウ○堺市個人情報保護条例の主旨を踏まえた適切な対応</p>
<p>5 患者・市民サービスの向上</p>	<p>5 患者・市民サービスの向上</p>
<p>（１）患者サービスの向上</p> <p>ア 患者に満足していただける医療及びサービスを提供するため、すべての職員の意識改革を図り、患者の視点に立った医療及びサービスの提供に取り組むこと。そのため、患者のニーズや患者満足度を把握したうえで、必要な改善策を講じること。また、患者に接する機会が最も多い看護職の意見がきめ細かく反映できる体制の整備に努めること。</p> <p>イ より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに、患者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>（１）患者サービスの向上</p> <p>ア○全ての職員が患者さんと心のかような対応ができるような接遇への取組</p> <p>○患者アメニティ（快適性）のさらなる向上</p> <p>○患者さんからのご意見等に対する迅速な対応</p> <p>○患者満足度に関する評価指標の設定や患者満足度調査の実施</p> <p>○院内患者サービス委員会の活動の充実</p> <p>イ○季節に応じた院内施設の飾り付け、植栽の展示、院内コンサート等イベントの開催</p>
<p>（２）誰もが利用しやすい病院づくり</p> <p>外国人などコミュニケーションに配慮が必要な方が、安心して医療を受けることができる体制を整備するなど、誰もが利用しやすい病院づくりに努めること。</p>	<p>（２）誰もが利用しやすい病院づくり</p> <p>○外国語に対応できる医療スタッフの事前把握、出入口における車いす等の配置</p> <p>○ボランティアによる患者さん等の案内</p> <p>○定期的な院内手話講習会の開催</p>

<p>(3) 待ち時間の改善 外来診療の待ち時間、検査や手術の待ち日数の短縮に取り組むなど、患者へのサービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 待ち時間の改善 ○看護師などによる予診の充実 ○待ち時間予想表示、順番待ちをお知らせする機器の導入 ○医療情報コーナーのさらなる充実などによる待ち時間の快適性向上 ○検査、手術待ち日数短縮に向けた病床運用の効率化、医療機器の最新化による検査時間の短縮</p>
<p>(4) 職員の接遇向上 市民及び患者に選ばれる病院、市民及び患者が満足する病院であり続けるため、職員一人ひとりが接遇、対応の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>	<p>(4) 職員の接遇向上 ○接遇の重要性に対する職員の意識改革を行うため、接遇向上について部門ごとに目標設定の上、接遇向上に努める</p>
<p>6 地域医療への貢献</p>	<p>6 地域医療への貢献</p>
<p>(1) 地域医療機関との連携推進 医療スタッフ等の限られた医療資源を効果的に活用し、より多くの市民に対して高度で専門的な入院治療を提供することで地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を推進すること。</p>	<p>(1) 地域医療機関との連携推進 ○各医療機関の役割分担のもとでの病院間、病院と診療所間の連携強化の積極的推進 ○地域の診療所を対象とした研修会の開催など積極的な情報提供への取組 ○院内におけるかかりつけ医コーナーの設置、外来待合モニターでの診療所紹介</p>
<p>(2) 地域医療への貢献 ア 地域の医療水準の向上の観点から、高度医療機器の共同利用、開放病床の利用、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師の派遣などを進めること。 イ 地域医療連携を円滑に行っていくために、地域の医療機関との相互啓発や診療内容等の情報共有を図ること。</p>	<p>(2) 地域医療への貢献 ア○高度医療機器の共同利用、紹介検査 ○開放型病床の利用促進、地域の研究会への参加要請に対する積極的対応 イ○地域の医療従事者（かかりつけ医）を対象とした臨床カンファレンス、臨床病理検討会などのオープンカンファレンス等研修会の充実</p>
<p>(3) 人材の育成 教育病院として初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れるほか、看護師等の医療専門職の臨床実習の場として、医療専門職養成機関による医療専門職の養成に協力するなど、医療従事者の育成に貢献すること。</p>	<p>(3) 人材の育成 ○初期臨床研修先病院の第1希望先として、多くの医学生から希望を受けている初期研修医向け教育研修プログラムの更なる充実 ○専門医、指導医等の取得に向けた教育研修制度のさらなる充実 ○医療専門職養成機関からの実習生の積極的受入れ</p>
<p>(4) 疾病予防の取組 市民の健康増進を図るため、予防医療推進の観点から市の機関と連携及び協力して人間ドック、がん検診、特定健診等の各種健康診断、予防接種、健康に関する啓発などを引き続き行うこと。</p>	<p>(4) 疾病予防の取組 ○市民の健康増進を目的として予防医療の推進に努める ○急性期の医療を担う病院であることに鑑み、精密検査等の高度検査機器が必要な分野を中心とした機能拡大</p>

	○市民向け公開講座の開催の継続実施
(5) 保健福祉行政等との連携 健康危機事象への対応、地域保健及び福祉の推進、救急搬送を担う市の各部局との情報交換など、医療、保健、福祉行政等との連携を図り、市立の病院としての役割を果たすこと。	(5) 保健福祉行政等との連携 ○堺市健康危機管理総合基本指針及び関係要領に基づく食中毒、感染症をはじめとする健康危機事象発生時の対応 ○消防局との連携強化、改正消防法に基づく「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の構築、運用への積極的参画
(6) 市民への保健医療情報の発信 市民を対象とした公開講座の開催や医療情報の提供など、健康に関する保健医療情報の発信及び普及啓発に努めること。	(6) 市民への保健医療情報の発信 ○病院ホームページや市民公開講座などの開催を通じ市民に対しわかりやすい医療情報の提供に努める
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
業務運営体制を構築し、自律性、機動性、透明性の高い病院運営を行うとともに、効率的な業務運営を行い、安定的な経営基盤を確立すること。あわせて職員満足度を向上させ、職員に魅力のある病院づくりに努めること。	
1 業務運営体制の確立	1 業務運営体制の確立
(1) 業務運営体制の構築 市立病院機構の運営が的確に行えるよう組織体制を整備するとともに、機構内で適切な権限配分を行い、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築すること。	(1) 業務運営体制の整備 ○理事長の強いリーダーシップのもとでの各諸規程に基づく、明確な役割分担と権限配分を行うことによる効果的かつ効率的な管理運営体制の確立
(2) 質の高い経営 ア 病院のビジョンを明確にするとともに、全職員がビジョンや経営状況に関する情報を共有することにより、自律的に運営を行う仕組みを整備すること。 イ 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を着実に達成できるように、理事長のリーダーシップのもと、各部門責任者がマネジメントを実践すること。 ウ 診療科別及び部門別の損益分析等の手法を用いて、経営改善のために取り組むべき課題を明らかにし、効率的な病院経営に努めること。	(2) 質の高い経営 ア○全職員がめざすべきビジョンに向かって取り組みが行えるような情報の伝達・共有システムの確立による自律的な運営体制の構築 イ○院内各種委員会を中心とした目標管理の強化とマネジメント機能の強化 ○各部門責任者への適切な権限付与と責任の明確化 ウ○診療科別及び部門別損益分析、DPC分析などの経営管理手法の活用 ○経常収支比率100%以上の効率的な病院経営をめざす

<p>(3) 事務経営部門の強化</p> <p>ア 経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。</p> <p>イ より戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識及び使命感を持った人材の確保や育成を行うこと。</p>	<p>(3) 事務経営部門の強化</p> <p>ア○経営改善のために取り組むべき課題を明確にするための分析機能の強化 ○病院が一丸となって取り組むべき方向性を示すなどの企画機能の強化 ○スリムで業務遂行力の高い組織の構築</p> <p>イ○医療経営・医事業務に係る専門知識を有する人材の確保、育成</p>
<p>(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成</p> <p>ア 各職場における業務改善のための様々な取組を通じて、職員の積極的な経営参画意識と士気を高め、業務改善が常に実行される風土の醸成に努めること。</p> <p>イ 病院全体として、医療の質や患者サービスを向上させるため、常に患者、市民、職員等の意見を取り入れ、業務運営を改善する仕組みを構築すること。</p>	<p>(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成</p> <p>ア○各職場における業務改善 ○各種業務改善委員会による組織横断的な業務改善の実施</p> <p>イ○「ご意見箱」や「市民の声」、患者アンケートを通じた患者さんや市民のみなさんからのご意見を迅速に業務改善に反映させる仕組みの構築 ○職員による理事会等への提案制度の構築</p>
<p>2 やりがいを感じる病院づくり</p>	<p>2 やりがいを感じる病院づくり</p>
<p>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築</p> <p>医療現場の実情を踏まえつつ、職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。</p>	<p>(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築</p> <p>○職務経験や職務能力を重視した柔軟な採用制度の構築 ○専門性を活かした人員配置 ○人事評価基準の明確化、評価結果に対する説明と情報公開など透明性の高い公平感のある人事評価制度の構築</p>
<p>(2) 職員のやりがいと満足度の向上</p> <p>各職種の適切な役割分担による診療周辺業務の負担の軽減や、現場の職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。</p>	<p>(2) 職員のやりがいと満足度の向上</p> <p>○医師事務作業補助者（医療クラーク）の拡充による医療スタッフの周辺業務に関する負担軽減 ○職種間の役割分担の観点からの各部門の業務の再点検</p>
<p>(3) 働きやすい職場環境の整備</p> <p>ア 職員のワークライフバランスや職場の安全確保、職場のコミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。</p> <p>イ 病後児保育や短時間勤務制度の充実を図るなど、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。</p>	<p>(3) 働きやすい職場環境の整備</p> <p>ア○職員のワークライフバランスのための必要な人員体制の確保 ○さらなる労働安全対策の強化</p> <p>イ○病後児保育施設の充実、職場保育所の必要性についての検討 ○短時間勤務制度の充実</p>
<p>3 効率的・効果的な業務運営</p>	<p>3 効率的・効果的な業務運営</p>

<p>(1) 組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用</p> <p>ア 患者動向や医療需要等の変化に即して診療科の変更や医師等の配置を弾力的に行うなど、効果的な医療の提供に努めること。</p> <p>イ 様々な雇用形態の職員の活用を行うなど、柔軟な人材採用制度を検討するとともに、採用手続の迅速化にも努めること。</p> <p>ウ 業務量に応じた適切な人員配置や業務の外注化など、人員体制の効率化に努めること。</p>	<p>(1) 組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用</p> <p>ア○必要に応じた標榜を含む診療科の変更や再編、人員配置の見直し</p> <p>イ○有期間勤務制や短時間勤務制度など多様な雇用形態の活用</p> <p>○職務経験や職務能力重視の職員採用</p> <p>ウ○業務量や業務の質に応じた人員配置の見直し</p> <p>○業務の外注化のさらなる推進による組織のスリム化</p>
<p>(2) 予算執行の弾力化</p> <p>中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効果的かつ効果的な事業運営に努めること。</p>	<p>(3) 予算執行の弾力化</p> <p>○弾力的かつ中期的視点での予算編成</p> <p>○複数年契約や包括契約など多様な契約手法の活用</p>
<p>(3) 医療資源の有効活用</p> <p>医療機器の共同利用、他の医療機関との連携、病床の適正配置など、医療資源の有効活用を図ること。また、医療機器等の設備投資を行う際には、費用対効果を明確にし、その機器を有効に活用すること。</p>	<p>(4) 医療資源の有効活用</p> <p>○地域医療連携室のさらなる活性化、地域の医療機関による共同病床の利用促進、高度医療機器による依頼検査の拡大</p> <p>○導入目的、稼働目標、費用対効果、緊急性を踏まえた計画的な医療機器等への投資</p>
<p>(4) 収入の確保と費用の節減</p> <p>ア 診療報酬改定や法改正に的確に対処し収益を確保するとともに、適正な病床管理による病床利用率の向上、手術及び検査の枠の見直しなどによる件数の増加、また、高度医療機器の稼働率の向上などにより、増収をめざすこと。</p> <p>イ 診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。</p> <p>ウ 後発医薬品の採用促進、長期契約の導入による診療材料等の調達コストの縮減、人件費比率の適正化、各種委託契約の見直しなどにより、費用の節減及び合理化を図ること。</p>	<p>(5) 収入の確保と費用の節減</p> <p>ア○診療収入増に結び付く適切な施設基準の取得</p> <p>○柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担の促進による平均在院日数の短縮</p> <p>○手術、検査枠の柔軟な運用、高度医療機器の稼働率の向上</p> <p>イ○電子カルテシステムへの入力の簡素化、伝票方式で算定する際の複数での入力チェックなどさらなる請求漏れ防止対策の実施</p> <p>○高額な診療報酬明細書を中心とした請求前審査の強化</p> <p>○査定による減額が予想される項目に対する医師コメントの事前添付</p> <p>○未収金の発生 of 未然防止対策のための公的助成制度の活用を視野に入れた早期での医療相談の実施</p> <p>○電話、郵便、訪問、来院時など様々な方法、あらゆる機会を捉えた督促、催告</p> <p>○弁護士を活用した回収の実施</p> <p>ウ○有効性に十分配慮した上での後発医薬品のさらなる促進</p>

	<p>○薬品や診療材料の調達に際しての価格交渉の強化、他の医療機関との協同購入、契約の複数年化・複合化など多様な契約手法の導入</p> <p>○医療の質の維持・向上、医療安全の確保、患者さんへのサービスの向上などのバランスを配慮した上での人件費比率の適正化</p> <p>○各種委託料、賃借料、報償費など高額な費用を中心として各費用の性質に応じた観点からの見直し</p>
4 外部評価等の活用	4 外部評価等の活用
(1) 監査の活用 監事及び会計監査人による実効性の高い監査を実施するとともに、監査結果に基づき必要な見直しを行うこと。	(1) 監査の活用 ○監事及び会計監査人による実効性と透明性の高い監査の実施 ○監査による指摘事項に対する速やかな改善と、その結果の公表
(2) 病院機能評価等の活用 病院機能評価等の評価項目に基づき、日頃から病院運営の改善に努めること。	(2) 病院機能評価等の活用 ○病院機能評価の結果により明らかにされた課題に対する全力を挙げた改善への取組
(3) 市民意見の活用 市民ボランティアや市民モニターを活用するなど、市民からの意見収集を通して、市民目線でのサービスの向上に努めること。	(3) 市民意見の活用 ○市民目線からの多くの意見収集のための市民ボランティアの活動支援 ○市民モニター制度や「市民の声」、「ご意見箱」に寄せられる市民の意見への迅速な対応
第4 財務内容の改善に関する事項	
診療収入等の増収及び費用の節減に取り組み、市立病院の役割を果たせる安定した経営基盤を確保すること。	
1 経常収支の黒字の達成 市立病院としての役割を果たしながら、安定した経営基盤を確立するために、中期目標期間中の経常収支の黒字をめざすこと。	1 経常収支の黒字の達成 ○法人として得られる収入で収支の均衡を図れるよう更なる経営効率化への取組（市から運営費負担金の交付を受けて行われる政策的医療或不採算医療等を除く） ○収入確保と費用の節減対策への取組による中期目標期間中の経常収支の黒字化
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 わかりやすい情報の提供 (1) 積極的な広報 質の高い患者中心の医療、病院に蓄積された専門医療の情報、専門外来等の市立堺病院が提供するサービスを積極的に広報すること	1 わかりやすい情報の提供 (1) 積極的な広報 ○質の高い医療サービスの内容、専門外来に関する情報、市民や患者さんからいただいたご意見に対する回答や市民公開講座の開催予定など患者満足度向上に対する取

とにより、多くの患者に選ばれる病院づくりに努めること。	り組み、最新の医療・健康に関する情報の病院ホームページへの迅速な掲載、及び院内に設置した患者情報コーナーへの掲示
(2) 適切な利用の啓発 地域医療における市立堺病院の役割等について、市民及び患者に情報提供し、地域における貴重な市立の医療資源として適切に利用していただけるように啓発に努めること。	(2) 適切な利用の啓発 ○地域医療における市立堺病院の役割や担っている医療の内容、地域の連携医療機関等に関する情報の病院ホームページ等を通じた積極的な情報提供
(3) 経営状況の情報提供 法人の経営状況について、市民の理解を深められるように、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による情報提供を行うこと。	(3) 経営状況等の情報提供 ○法人の運営状況につき、より分かりやすい資料で病院ホームページ等を通じて掲載。
2 環境にやさしい病院づくり 温室効果ガス及び有害物質の排出抑制、廃棄物の減量、省資源及び省エネルギーの推進など、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効な活用に取り組むことにより、持続可能な低炭素社会の形成に寄与すること。	2 環境にやさしい病院づくり ○堺市環境マネジメントシステム「S-EMS」のもと、堺“もったいない”プロジェクト、堺市地球温暖化対策実行計画「さかいしCO2スリム作戦」など、市に準じた取組
3 新病院整備の推進	3 新病院整備の推進
(1) 新病院については、大阪府地域医療再生計画、市立堺病院将来ビジョン（基本構想）及び新病院整備基本計画に基づき、平成26年度中の施設完成を目標に整備を進めているところであるが、下記の機能を備えた地域の中核病院として確実に整備を推進すること。 (ア) 救命救急センター等の救急医療の機能 (イ) がん等の4疾病の高度専門医療の機能 (ウ) 小児・小児救急・周産期の医療機能 (エ) 感染症医療の機能 (オ) 災害拠点病院としての災害時医療の機能 (カ) 地域医療連携の機能	○大阪府地域医療再生計画、市立堺病院将来ビジョン（基本構想）、新病院整備基本計画に基づく平成26年度中の竣工を目標とした整備 ○三次救急と二次救急が一体となった診療機能の構築 ○高度・専門医療並びに急性期医療を担う救急医療の基幹病院として、下記の機能を備えた新病院の整備 (ア) 救命救急センター等の救急医療の機能 (イ) がん等の4疾病の高度・専門医療の機能 (ウ) 小児・小児救急・周産期の医療機能 (エ) 感染症医療の機能 (オ) 災害拠点病院としての災害時医療の機能 (カ) 地域医療連携の機能
(2) 施設整備費及び新病院開設後の運営費について、民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、従来手法と比べて経費削減効果を確保すること。	○担うべき医療の提供に必要な施設整備及び運営費には積極的な投資を行うが、極力無駄を省き、最小の経費で最大の効果を得られるようライフサイクルコストの視点で検討 ○地方独立行政法人の特長を最大限に活かした柔軟な契約手法や民間並みの弾力的

	な工事管理手法の活用
(3) 新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、医療従事者を計画的に採用するなど、新病院での機能充実に向けた必要な準備を計画的に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○新病院への円滑な移行を行うために必要な医療スタッフについての年次ごとの採用計画の策定とそれに基づく人材確保 ○新病院における救命救急センターの運営に必要な知識や技術を習得させるための派遣型教育研修の実施
(4) 新病院が、広域における三次救急機能を併せ持つ救急医療の基幹病院として機能すべく、関係機関とのより緊密な連携による救急医療のネットワークシステムを構築すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○堺市二次医療圏はもとより、南大阪地域も視野に入れたより広域的な救急医療の基幹病院をめざす ○救急ワークステーションの設置、他の救急告示病院や消防局とのさらなる連携と協力のもと救急医療のネットワークを構築、メディカルコントロール（救急隊員に対する医師の指導・教育・指示・助言）の実施など地域における救急医療の管制塔的な機能を担える体制の整備
(5) 救急医療の核となる病院として、その機能を十分に発揮していくためにも、患者の退院、同一医療機関内での転床、他病院への転院など、急性期を脱した患者についての受け入れ先の確保に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療の核となる病院としての機能の十分な発揮のための救急病床の安定確保 ○院内一般病床のより効率的な運用、及び容易に院内転床できるシステムの構築 ○医療相談部門の拡充や、地域の医療機関や福祉施設とのさらなる連携強化による急性期を脱した患者さんのスムーズな退院や他病院への転院